

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針に基づく措置について（Q & A）

令和6年4月26日策定

令和6年9月30日一部改定

令和6年12月26日一部改定

出入国在留管理庁

出入国在留管理庁及び文部科学省は、多数の留学生の所在不明者を発生させた大学等への調査を行い、明らかになった問題点を踏まえ、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を策定し、令和元年6月11日に公表しました。

また、令和5年6月2日に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和五年法律第四十一号。以下「認定法」という。）が公布されました。

これらを踏まえ、在留資格「留学」に係る「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成二年法務省令第十六号。以下「基準」という。）及び「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部が改正され、令和6年4月26日に施行されました。

本改正の施行に伴い、在留資格「留学」の在留諸申請に関連して主に教育機関の方々からお問い合わせの多い事項について、提出書類や疎明方法等に関するものを中心に以下のとおりまとめましたので、外国人を受け入れるに当たっての手続等の際に参考としてください。

（全般）

Q1： 今回の措置を行うこととなった経緯は何か。なぜ日本語教育機関認定法施行に伴い、上陸基準省令の改正が必要になるのか。

A1： 平成31年頃、一部大学や専門学校の留学生が多数行方不明となる事案が発生し、その原因として、不十分な日本語能力で入学を認めながら教育機関が適切な在籍管理を行っていなかったことが判明し、令和元年の対応方針では、大学の日本語別科等を含めた日本語予備教育を行う機関と、専門教育等を行う高等教育機関等で、留学生の上陸基準の取扱いを整理することとしました。

日本語予備教育を行う機関については、令和6年4月に日本語教育機関認定法が施行され、文部科学省が大学の日本語別科等を含めた日本語教育機関の認定を行う制度が始まり、上陸基準省令においても、当該認定を受けた機関に入学することを、専ら日本語教育を受ける留学生の要件とすることといたしました。

専門教育等を行う高等教育機関等についても、実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されないよう、専修学校・各種学校留学生の日本語要件や聴講生の取扱いを見直しております。

その他、教育機関に受入機関として一定の責任があることを法令において明記する他、大学・専門学校の日本語教育機関の取扱いを通常のものと同様にする所要の改正を行っております。

Q 2 : 「専ら日本語教育を受けようとする場合」の範囲如何。

A 2 : 「専ら日本語教育を受けようとする場合」は、認定法第 1 条に規定する「日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育」であって、進学又は就職を目的としたものも含め、簡易な程度において施される日本語教育を受けようとする場合をいいます。「簡易な程度において施される日本語教育」とは、受入れ時の日本語能力水準が日本語能力試験 N 2 相当未満である者に対し実施されるものをいいます。

「専ら」の目安は、修了に必要な授業時間数の概ね 7 割以上を占める場合とします（聴講については、年間の履修授業時間数に占める割合で判断するものとします）。

詳細については、「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン」を御参照下さい。

（基準 2 号の 2 について）

Q 3 : 2 号の 2 の規定の趣旨如何。

A 3 : 令和元年の対応方針において、在留資格「留学」の付与停止について触れられているところ、従来「在籍管理」等に関し、教育機関に受入れ機関としての一定の責任があることを明確に法令において規定していなかったことから、教育機関における在籍管理の要件を上陸基準省令で明示の上、当該要件を明確に満たしていない場合には基準不適合とすることを想定しております。

具体的に当該要件を明らかに満たしていないと考えられる場合については、『『不適切な受入体制』の考え方』で示しております。

Q 4 : 教育機関側としてどのように在籍管理を行えばよいのか。

A 4 : 基本的には、入管法令や文部科学省の法令等、これまでに発出された各種通知やガイドラインに則って、適切に生徒の出席管理や資格外活動等の在留状況の把握を行っていただければ問題ありません。

（基準 3 号について）

Q 5 : 「専ら聴講による教育を受ける研究生及び聴講生」とは何か。

A 5 : 入管法等における扱いにおいては、「聴講」とは、学位・称号等の取得に必要なカリキュラムを受講する以外の受講形態を指します。

「専ら聴講による教育を受ける研究生」とは、研究活動の多寡に関わらず、在留申

請時点において、聴講により授業を受けることが予定されている研究生を指します。
科目等履修生については、「聴講生」に含まれることに留意する必要があります。

(基準5号について)

Q6： 専修学校・各種学校留学生の日本語要件である日本語教育機関における履修歴1年という期間は適切なのか。N2相当以上の日本語能力と言えるのか。

A6： 当該履修歴については、平成2年の上陸基準省令の制定時における専修学校に入学する者の日本語能力の実態を鑑み設けた規定であり、必ずしもN2以上の日本語能力に相当するものとして設けたものではございません。

高等教育機関に留学して日本語で専門教育を受ける者に必要な日本語能力はN2相当とされており、在留審査において、日本語教育機関や学校教育法一条校での履修歴の要件を満たしていたとしても、高等教育機関で専門教育を受けるために必要な日本語能力を有していないことが明らかな場合、修学に必要な意思・能力を有しないものと見なされる可能性があります。

Q7： 専修学校・各種学校留学生の日本語要件である日本語教育機関における履修歴を半年から1年に延ばす改正につき、1年間の経過措置では募集要項の改正等の準備が間に合わず、関係者への配慮が足りないのではないのか。

A7： 1年間（令和7年4月25日まで）の経過措置としているのは、専修学校又は各種学校において教育を受けようと「留学」の在留資格をもって本邦に上陸する（新規入国する）者についてです。在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、日本語教育機関からの進学者が多く見込まれるため、教育機関等における受入体制上の事情にも配慮したいと考えており、令和8年4月25日までの間に専修学校又は各種学校に入学して教育を受ける者については、日本語教育機関における日本語の履修歴が半年であったとしても、その他特段の問題がなければ、同日経過後に行われる在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を認める措置を執ることであります。

(基準6号について)

Q8： 日本語教育機関の認定制度への移行に伴い、留学生を受け入れている日本語教育機関に対する入管庁の関与の在り方は何か変わるのか。

A8： 引き続き在籍管理の観点から実地調査等を実施していくこととなりますので、ご協力頂きますようお願いいたします。

Q9： 告示日本語教育機関に関する移行措置について、法令上の記載はないのか。

A9： 法令上の記載はありませんが、日本語教育機関の告示基準等に記載のとおり、告示

日本語教育機関において令和11年4月以降も留学生を受け入れる場合は、令和11年3月31日までに文部科学大臣の認定を受ける必要があります。

Q10： 告示日本語教育機関については5年後までに文部科学大臣の認定を受けなければどうなるのか。

A10： 令和11年3月31日までに文部科学大臣の認定を受けていない日本語教育機関については、在留資格「留学」による外国人の受入れができなくなります。

今後、十分に周知の上、令和11年4月には留学生を受け入れる機関の要件として、上陸基準省令から日本語教育機関の告示に係る規定を削除します。

Q11： 文部科学大臣の認定を受けない日本語別科はいつまで受入れ可能なのか。条件は無いのか。

A11： 文部科学大臣の認定を受けていない日本語別科等の専ら日本語教育を行う課程については、令和11年3月31日まで留学生の受入れが可能とする経過措置を設けております。

ただし、その対象となるのは改正省令の施行日の1年前から前日までに、現に専ら日本語教育を行う目的で留学生を受け入れていた課程等のみとなります。

Q12： 準備教育課程についても、日本語教育機関の告示基準を遵守しなければならないのか。

A12： 文部科学大臣の指定を受けた準備教育課程については、運用上、5年間は、引き続き告示基準を適用しないこととしますが、旧別表第一の告示日本語教育機関の課程と準備教育課程のいずれも有する教育機関については、旧別表第一の告示日本語教育機関の課程について告示基準を遵守する必要があります。

なお、令和11年4月以降も留学生を受け入れる場合は、令和11年3月31日までに文部科学大臣の認定を受ける必要があります。